

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市上笠四丁目2番25号 オウミ住宅株式会社 代表取締役 奥本 秀樹	草津市矢橋町字馬ノ座89番1 外1筆	1,453.32㎡	R4.8.29	1615

(令和4年8月29日揭示済み)

公 告

令和4年度草津市教育委員候補者の公募について

令和4年度草津市教育委員候補者の公募を次のとおり行う。

令和4年8月30日

草津市長 橋 川 涉

1 目的

少子高齢化の進行、国際化や情報化の著しい急速な進展、ライフスタイルの変化や地域コミュニティの希薄化など社会情勢の変化に伴い、本市の教育行政が担う役割も増大してきており、草津市教育振興基本計画（第3期）の基本理念である「子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ」の実現を図るため「子どもの生きる力を育む」「学校の教育力を高める」「社会全体で学びを進める」「歴史と文化を守り育てる」の4つの基本方向をもとに、より質の高い、充実した教育を進めるために、これまでの既成概念にとらわれることなく、豊かで高い識見や柔軟な発想を持つ人材を幅広く募り、本市教育行政の更なる充実と教育委員会の活性化を図ります。

2 教育委員の位置付け

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）に規定されている教育委員に関する規定事項の概要は次のとおりです。

- 教育委員会は、教育長および4人の委員をもって組織する。（法第3条）

- 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する。（法第4条第2項）
- 委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が、同一の政党に属していないこと。（法第4条第4項）
- 委員の任命は、年齢、性別、職業等に著しい偏りがないように配慮すること。（法第4条第5項）
- 委員のうちに保護者選出の委員を含めること。（法第4条第5項）
- 委員の任期は4年とする。（法第5条）
- 議員、市長、執行機関としての委員会委員、常勤職員、再任用職員との兼職を禁止する。（法第6条）
(なお、市教育委員会に関する請負の兼業も禁止される。（地方自治法180条の5第6項）)

3 応募の方法等

- (1) 募集人員 教育委員会委員候補者 1人
- (2) 任 期 令和4年12月25日から令和8年12月24日まで
- (3) 応募資格 応募の資格は、法に規定される要件の他、次のすべてに該当する者
 - ア 令和4年8月30日現在において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条（選挙権及び被選挙権を有しない者）または第11条の2（被選挙権を有しない者）にあたらぬこと。（日

本国民で、年齢が満25歳以上であること。)

イ 人格が高潔で、教育、学術および文化に識見を有すること。

ウ 次のいずれにも該当しない者であること。

- ・破産者で復権を得ない者
- ・禁こ以上の刑に処せられた者

(4) 応募期限

令和4年9月30日(金)まで(郵送の場合は当日消印有効)

(5) 応募申込書の請求

ア 草津市総合政策部職員課(市役所7階)で配付します。

応募申込に関する書類は、土曜日、日曜日および祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで、職員課において配付します。

イ 草津市のホームページに「公募要項」、「応募申込書」を掲載していますので、各自入手(ダウンロード)可能です。

ウ 郵便で請求できます。

郵送希望の場合は、封筒の表に「教育委員会委員公募申込書請求」と朱書きし、返信用封筒(角型2号封筒「33×24cm」に120円切手を貼り、宛先を明記したものを)を同封してください。

(6) 応募申込書の提出

所定の申込書に必要事項を記載し、添付書類として次の2点を申込書と併せて職員課まで持参または郵送してください。

【添付書類】

- ・別紙 応募の動機/教育方針についての考え(草津市教育振興基本計画(第3期)について)

「草津市教育振興基本計画」は、草津市ホームページより閲覧・ダウンロードできます。

(トップページ/市政情報/政策・計画/市の計画/教育・文化・スポーツ/「草津市教育振興基本計画(第3期)」を策定しました)

- ・議題論文【草津の特性を生かした「学校の教育力を高める」方策について】

1,500字程度(様式自由)で作成してください。

※課題論文は、原本(紙)のほかに電子データ(CD等)も添付くだ

さい。

4 選考方法

- (1) 第一次選考 応募申込書および課題論文による書類選考
- (2) 第二次選考 個別面接による選考

5 選考結果の発表

- (1) 第一次選考結果発表 募集締切後、1ヵ月程度で発表します。応募者全員に結果を郵便で通知します。
- (2) 第二次選考結果発表 第二次選考の後、3週間程度で発表します。受験者全員に結果を郵便で通知するとともに、市ホームページに掲載します。

6 教育委員の処遇

教育委員には、草津市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例(昭和31年草津市条例第20号)に基づく報酬等が支給されます。

7 その他の留意事項

- (1) 第二次選考の合格者は、教育委員会委員候補者となり、市議会の同意を得た後、教育委員として市長から任命されます。したがって、市議会の同意が得られない場合は、教育委員の任命を受けることができません。
- (2) 選考審査の結果、委員として適当と認められる者がいない場合は、委員候補を決定しないこともあります。
- (3) 提出いただいた応募申込書、課題論文等は、返却しません。
- (4) 応募や面接の際に要する通信費、交通費等の経費は、すべて応募者の自己負担とします。
- (5) 教育委員に任命された場合、議題論文や面接の内容を市のホームページに掲載します。

(令和4年8月30日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証

を交付した。

令和4年9月1日

草津市長 橋川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市大萱六丁目13番5-A101号 草川 達也	草津市矢橋町字南東浦511番 7	343.98㎡	R49.1	1616

(令和4年9月1日揭示済み)

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第16号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和4年9月1日

草津市教育委員会

教育長 藤田 雅也

- 期日 令和4年9月30日(金) 午後3時
- 場所 市役所6階 教育委員会室

(令和4年9月1日揭示済み)

選挙管理委員会告示

草選委告示第18号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項および第75条第1項ならびに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数ならびに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項および第86条第1項ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8

条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和4年9月1日現在において、次のとおりである。

令和4年9月1日

草津市選挙管理委員会

委員長 馬場 敏一

50分の1の数	2,222人
6分の1の数	18,516人
3分の1の数	37,032人

(令和4年9月1日揭示済み)

農業委員会告示

草津市農業委員会告示第9号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和4年9月1日

草津市農業委員会

会長 中野 隆史

- 期日 令和4年9月12日(月) 午後1時30分
- 場所 草津市役所 4階 行政委員会室
- 付議案件
1) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の

報告について（報告）

- 2) 農地変更届出について（報告）
 3) 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
 4) 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

（令和4年9月1日揭示済み）

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第25号

草津市指定下水道工事店の営業所の移転について

次のとおり、草津市指定下水道工事店の営業所の移転があったので、草津市指定下水道工事店規程（平成26年草津市上下水道事業管理規程第7号）第11条の規定により告示する。

令和4年8月23日

草津市長 橋川 渉

指定下水道工事店

指定番号 1253 株式会社ジャスティス

	新	旧	異動年月日
営業所	守山市笠原町	守山市今浜町	令和4年
所在地	953番地2	5057番地2	7月1日

（令和4年8月23日揭示済み）

草津市上下水道事業告示第26号

草津市指定下水道工事店の営業所の移転について

次のとおり、草津市指定下水道工事店の営業所の移転があったので、草津市指定下水道工事店規程（平成26年草津市上下水道事業管理規程第7号）第11条の規定により告示する。

令和4年8月23日

草津市長 橋川 渉

指定下水道工事店

指定番号 1125 今明水道株式会社

	新	旧	異動年月日
営業所	守山市笠原町	守山市今浜町	令和4年
所在地	953番地2	5057番地2	7月1日

（令和4年8月23日揭示済み）

草津市上下水道事業告示第27号

草津市給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を草津市給水装置工事事業者に指定したので、同法第25条の3第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年9月1日

草津市長 橋川 渉

1 指定給水装置工事事業者

指定番号	事業者名	代表者名	所在地	電話番号
1323	ヒロセツ	廣瀬 勝之	彦根市芹川町1456番地8	090-1445-7003

2 指定有効期間

令和4年9月1日から令和9年8月31日まで

（令和4年9月1日揭示済み）

草津市上下水道事業告示第28号

草津市指定下水道工事店の指定について

次のとおり、草津市指定下水道工事店を指定したので、草津市指定下水道工事店規程（平成26年草津市上下水道事業管理規程第7号）第11条の規定により告示する。

令和4年9月1日

草津市長 橋川 渉

1 指定下水道工事店

指定番号	事業者名	代表者名	所在地	電話番号
1323	ヒロセツ	廣瀬 勝之	彦根市芹川町1456番地8	090-1445-7003

2 指定有効期間

令和4年9月1日から令和9年8月31日まで

(令和4年9月1日揭示済み)

草津市上下水道事業告示第29号

草津市指定下水道工事店の商号の変更について
 次のとおり、草津市指定下水道工事店の商号の変更があったので、草津市指定下水道工事店規程（平成26年草津市上下水道事業管理規程第7号）第11条の規定により告示する。

令和4年9月1日

草津市長 橋 川 涉

指定下水道工事店

指定番号 1191 SGSB株式会社

	新	旧	異動年月日
商号	SGSB株式会社	滋賀設備株式会社	令和4年7月25日

(令和4年9月1日揭示済み)